

社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック
指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人賛育会が開設する賛育会クリニック（以下「クリニック」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、また、キリスト教の精神と老人福祉法の理念に基づき、クリニックの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者等の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者等の心身機能の維持回復を図り、もって要介護者等の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する病院との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する診療所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック
- 2 所在地 長野県長野市豊野町豊野634番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の理学療法士等の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数
管理者(医師)	1
理学療法士等	1 以上

(1) 管理者

管理者は、理学療法士等の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な診療・情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や要介護者等・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士等

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、要介護者等に対し居宅サービス又は介護予防サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について要介護者等又はその家族に説明し、要介護者等の同意を得て、当該計画を要介護者等に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長野市豊野町および周辺の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その額のうち、利用者ごとに定められた介護保険料負担率に応じた額とする。

- 2 自動車を使用した場合の交通費については、重要事項説明書に定める額とする。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ要介護者等又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い要介護者等の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに要介護者などに病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 クリニックは、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、クリニックは、要介護者等に対し必要な措置を行うものとする。

2 クリニック医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼するものとする。

(衛生管理及び理学療法士等の健康管理等)

第11条 クリニックは、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 クリニックは、理学療法士等に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。

3 クリニックは、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとする。

4 クリニックは、理学療法士等に年1回以上の健康診断を受診させることとする。

(苦情処理)

第12条 要介護者等又は代理人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができるものとする。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について要介護者等又は代理人に報告するものとする。

尚、苦情申立て窓口は、別に定める【重要事項説明書】に記載された通りとする。

(秘密の保持)

第13条 理学療法士等は業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 理学療法士等は、理学療法士等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待等の防止)

第14条 理学療法士等は要介護者等に対し、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

2 理学療法士等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待

の早期発見に努めるものとする。

- 3 理学療法士等は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。
- 4 理学療法士等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の配置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

(サービスにあたっての留意事項)

第15条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、要介護者等の同意を得るものとする。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、クリニックと要介護者等の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 クリニックは、正当な理由なく指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しないものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 クリニックは、理学療法士等の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備するものとする。

- 2 理学療法士等、その同居の家族である利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供をさせないものとする。
- 3 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(委任)

第17条 この規定の施行上必要な細目については、管理者が別に定めるものとする。

(改正)

第18条 この規定を改正、廃止するためには社会福祉法人賛育会理事会の承認を経るものとする。

附則 この運営規定は、2019年3月1日から施行する。
この運営規程は、2019年10月1日より一部改正する。
この運営規程は、2021年10月1日より一部改正する。